

議案第38号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を次のように改める。

附則第9条第1項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「令和2年度」を「令和3年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第9条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

令和4年5月30日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
38号	1

## 提案理由（議案第38号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険第一号保険料の減免措置について、申請の対象年度を変更するため、守谷市介護保険条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
38号	2

守谷市介護保険条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則          (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第9条 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（令和3年度末に資格を取得したこと等により賦課される令和3年度相当分の保険料を含む。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則          (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第9条 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（令和2年度末に資格を取得したこと等により賦課される令和2年度相当分の保険料を含む。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案番号	38号
頁数	3